

前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の
改正について（議案第65号）

資産税課

1 改正の理由

地域再生計画に沿って地方拠点の強化又は拡充を行う事業者を優遇する措置が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

固定資産税に係る不均一課税の適用期限を2年延長し、令和10年3月31日までとする。

3 施行期日

公布の日